平成22年度第2回国民健康保険運営協議会議事録

- 1 招集年月日 平成23年1月5日(水)
- 2 開催日時 平成23年2月21日(月)14:00~
- 3 出席者氏名
 - (1) 運営協議会委員
 - ア 被保険者代表委員 (6名)武内幸子、松﨑滉、大石紀代子、長尾由起子、森敏明、村上京子
 - イ 医療機関代表委員 (6名) 村上吉博、岩田定幸、山家滋、山地直樹、佐伯和道、藤田賢一郎
 - ウ 公益代表委員 (7名)迎由理男、吉嶺敏子、平田健太郎、山田信一、添田重幸、財津康男、 久保幸男
 - 工 被用者保険代表委員 (1名) 時永正智 以上20名
 - (2) 事務局職員

保健医療部長 本村哲也 保険年金課長 井手口崇 健康推進課国保健診係長 丹田智美 他保険年金課、健康推進課職員

4 一般傍聴者 なし 報道関係傍聴者 1名

審議内容(要旨)

議題1 平成23年度国民健康保険事業の運営について

資料1~3ページ

【1】被保険者数の減少について

会 長

一般被保険者数が 1.8%減となっているのはどういう理由があるのか。

事務局

国保は0歳から74歳までの被保険者がおり、75歳になると後期高齢者医療の被保険者になる。出生や転入者等の資格取得者の増加より、後期高齢者医療へと移行して、国保を資格喪失する前期高齢者のほうが多いと見込まれるため1.8%の減少となっている。

【2】1人当たり医療費の伸び率について

会長

1人当たり医療費を見積もるとき、過去3年間の1人当たり医療費の伸び率を用いるということであるが、平成19年度は6.1%と大幅に伸びており、これは特殊な要因によるものではないかと思われる。

これを平均値の算定に用いると、平成 23 年度の医療費の伸び率が高めに設定されているということではないか。

事務局

厚生労働省の予算積算の指針で、過去3年間を勘案して推計するよう通知があっている。

突発的な疾病の流行などを考えると、伸びを抑えて積算した場合、予算が不足し、医療費が支払えなくなるという状況になりかねない。したがって、厚生労働省の指針に基づいて、過去3年の平均を用いて積算している。

【3】保険料予定収納率の上昇について

会 長

保険料予定収納率が 92.5%とあるが、収納率は減少傾向と認識している。これが増加するのはどういうことか。

事務局

現在の経済情勢において、収納率の確保は依然として厳しい状況である。しかしながら、1月末の収納率を昨年と比較すると、1%ほど増加を示しているため、 見直しを行った。

また、予定収納率は被保険者の保険料負担にもかかわるため、増加している状況を反映させ、なるべく負担を抑制しようとした結果である。

状況は厳しいが、引き続き収納率の確保に努力したい。

会 長

本議題について、承認としてよろしいか。

委員

(異議なし)

議題2 国民健康保険条例の改正(案)について

資料4ページ

【1】保険料の賦課限度額の引上げについて

委 員 現行の保険料の賦課限度額を超える世帯数はどのくらいか。

事務局 国保の世帯数はおよそ16万世帯であるが、賦課限度額に到達しているのは約 1,800 世帯である。改正後はおおむねこの1,800 世帯の賦課限度額が引上げとなる ものと考えている。

なお、全体の半数である8万世帯は、所得割保険料が賦課されていないため、これによる影響は受けない。残りの8万世帯のうち、賦課限度額に該当する1,800世帯を除く、いわゆる中間所得者層の保険料がわずかながら抑制されるものと見込んでいる。

会 長 賦課限度額に到達する被保険者の所得はどのくらいか。

事務局 ひとつのモデルケースとして、2人世帯で650~700万円、4人世帯で約600万円の所得があれば賦課限度額に到達する。

会 長 中間所得者層の負担軽減のためにはしかたがないということであろう。

【2】福岡市の国保保険料の状況

季 員 福岡市が保険料 1 人当たり 2,000 円減額したと報道があった。他都市の状況ではあるが、どの部分を削減したのか。

事務局 医療分と後期高齢者支援分を合わせた保険料について 1 人当たり 2,000 円を引き下げるという報道であったと記憶している。いずれにしても、福岡市の 1 人当たり保険料は 82,000 円であり、本市とは 2 万円の差があることをご理解いただきたい。

委員 本市の被保険者の所得が少ないという状況の中で、賦課限度額を引き上げるなどの努力を評価する。

会 長 本議題について、承認としてよろしいか。

委 員 (異議なし)

報告 平成23年度特定健診・特定保健指導について

資料5ページ

【1】平成21年度特定保健指導の実施率

委 員 平成21年度の特定保健指導の実施率はどのくらいか。

事務局 保健指導は健診後、6ヶ月から10ヶ月間行われるため、まだ実質実施率は出ていないが、昨年の実施率42.5%並みになるものと見込んでいる。

【2】特定健診・特定保健指導の実施率の向上について

<u>委員</u> 医師会としては、特定健診・特定保健指導の実施率の向上とともに、がん検診の受診率の向上も目標としている。双方、医療費の抑制に貢献するものと考えている。

事務局 本市はがん検診の受診率も低いため、特定健診・特定保健指導の広報を行うと きは、あわせてがん検診の広報を、逆に、がん検診の広報を行うときは、特定健 診・特定保健指導も広報を行い、相乗効果が得られるように努めている。

【3】実施率の向上に向けた取り組みについて

<u>冬</u>員 実施率が伸びないのは、何らかの原因があると思うが、受診しない理由を分析したことはあるか。

事務局 平成22年度に受診しない理由を調査した。

内容は、

- ・ すでに医療機関にかかっており、より詳しい検査をしているから
- ・ 会社に所属しており、そこで受診している
- ・ 忙しい
- ・自分は健康だ

などがあったが、最も多いのは最初に述べた、「すでに医療機関にかかっている」 というものであった。

受診券や広報の工夫を行い、今後も実施率の向上に努める。

委員 受診券をなくしたら受診できないと思っている方がいるが、手続きのうえ、再発行が可能であった。本年度からは、これを医療機関から直接受診券の担当部署に連絡して番号を確認すれば受診できるようにして、医師会から各医療機関への周知にも努めている。これが少しでも受診率の向上に寄与すればと考えている。

平成22年度 第2回 北九州市国民健康保険運営協議会

(議題)

- 1 平成23年度 国民健康保険事業の運営について
- 2 国民健康保険条例の一部改正(案)について

(報告)

平成23年度 特定健診・特定保健指導について

日 時 平成23年2月21日(月) 14時00分~

場 所 ホテルクラウンパレス小倉 2階 香梅

平成23年度国民健康保険事業の運営について

1 被保険者数及び世帯数

(1)被保険者数

区分	平成23年度 見込み(A)	平成 2 2 年度 予算 (B)	増 減 (A)-(B)	伸び率
— 般	(80,400 人)	(79,400 人)	(1,000 人)	(1.3)
אַת עמ	249,500 人	254,000 人	4,500 人	1.8 %
退職者	(12,900 人)	(11,100 人)	(1,800 人)	(16.2)
赵 喊 有	13,000 人	12,000 人	1,000 人	8.3 %
計	(93,300 人)	(90,500 人)	(2,800 人)	(3.1)
RI.	262,500 人	266,000 人	3,500 人	1.3 %

()は、介護保険第2号被保険者数 〔再掲〕

(2)加入世帯数 _____

	平成23年度 見込み(A)	平成 2 2 年度 予算 (B)	増 減 (A)-(B)	伸び率
世帯数	159,100 世帯	160,000 世帯	900 世帯	0.6 %

2 医療費の見込み

	平成23年度 見込み(A)	平成 2 2 年度 予算 (B)	増 減 (A)-(B)	伸 び 率	
一人当たり医療費	304,390 円	294,815 円	9,575 円	3.25 %	

(参考)

23)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 見込み
実績 一人当たり医療費	270,761 円	287,381 円	278,717 円	285,618 円	293,015 円
(対前年度伸び率)	-	6.14 %	-	2.48 %	2.59 %

平成19年度~平成20年度は制度改正前後のため、比較不可

3 一人当たり保険料

区分	平成23年度 (見込み)	平成22年度	増減
医 療 分	48,882円	47,626円	1,256円(2.64%)増
後期高齢者支援分	16,611円	16,937円	3 2 6 円 (1 . 9 %) 減
医療分+後期高齢者支援分	65,493円	64,563円	930円(1.4%)増
介 護 分	21,384円	19,972円	1,412円(7.1%)増
予定収納率	92.5%	92.0%	

4 保険料賦課割合 (変更なし)

	X	分	平成 2 3 年度
平	等	割(世帯割)	2 3 %
均	等	割(人数割)	3 0 %
	所	得割	4 7 %

5 保険料率(年額)

	区分		平成23年度(見込み)	平成22年度	増減
	平	等割	25,480 円	23,340 円	2 , 1 4 0円(9 . 2%)増
医療	均	等割	19,380 円	17,690 円	1,690円(9.6%)増
分		計	44,860 円	41,030 円	3,830円(9.3%)増
	所	得割	5月下旬算定	6.6/100	
後期	平	等割	8,930 円	8,150 円	780円(9.6%)増
期高齢	均	等割	6,790 円	6,180 円	6 1 0円(9 . 9%)増
齢者支援分		計	15,720 円	14,330 円	1,390円(9.7%)増
分	所	得割	5月下旬算定	2.4/100	
	平	等割	7,570 円	6,950 円	6 2 0円(8.9%)増
介護	均	等割	7,940 円	7,300 円	6 4 0円(8.8%)増
分		計	15,510 円	14,250 円	1,260円(8.8%)増
	所	得割	5月下旬算定	2.8/100	

一人当たり保険料の推移

単位:円

		么 拥 古	厅	広 乙 .	ΗΙ			1	半世.	
	医療分 (対前年度)	後期高齢者支 援分 (対前年度)	高	療分+後期 齢者支援分 対前年度〕	7	介護納付金統 (対前年度			合 計 対前年度	()
平成12年度	59,535			59,535		13,333			72,868	
平成13年度	61,797			61,797		14,604			76,401	
1 13% 10 - 15%	(2,262)		(2,262)	(1,271)	(3,533)
 平成14年度	61,797			61,797		14,109			75,906	
1 13% 1 1 132	(0)		(0)	(495)	(495)
 平成15年度	61,797			61,797		16,611			78,408	
13210-12	(0)		(0)	(2,502)	(2,502)
 平成16年度	61,797			61,797		19,351			81,148	
1 13% 10 1 132	(0)		(0)	(2,740)	(2,740)
 平成17年度	61,920			61,920		20,492			82,412	
1 13% 11 +13%	(123)		(123)	(1,141)	(1,264)
 平成18年度	64,705			64,705		20,110			84,815	
1 13% 10 1 132	(2,785)		(2,785)	(382)	(2,403)
 平成19年度	64,705			64,705		19,170			83,875	
1 13% 10 1 13	(0)		(0)	(940)	(940)
 平成20年度	50,060	16,003		66,063		17,669			83,732	
1 13%20 1 132			(1,358)	(1,501)	(143)
 平成21年度	47,782	18,256		66,038		17,593			83,631	
1 130,2 1 1 10	(2,278)	(2,253)	(25)	(76)	(101)
 平成22年度	47,626	16,937		64,563		19,972			84,535	
1 1322-132	(156)	(1,319)	(1,475)	(2,379)	(904)
平成23年度	48,882	16,611		65,493		21,384			86,877	
(見込み)	(1,256)	(326)	(930)	(1,412)	(2,342)

北九州市国民健康保険条例の一部改正(案)について

【改正の理由】

国民健康保険法施行令(以下「政令」という。)の一部改正に基づき、北九州市 国民健康保険条例(以下「条例」という。)の関係規定を改正するもの。

【改正の内容】

保険料の賦課限度額の変更

平成22年3月の政令改正により、平成22年4月から保険料の賦課限度額が次表の基準となった。

賦課限度額は、政令で上限が決められ、その範囲内で各保険者が決定することとされており、本市でも中間所得者層への配慮など被保険者間の負担の公平を図る観点から、次のとおり賦課限度額の改正を行うもの。

賦課限度額	改正案	現行
医療分	5 0 万円	4 7万円
後期高齢者支援分	1 3 万円	1 2 万円
小計 +	6 3 万円 5 9 万円	
介護分	1 0 万円	
合計 + +	7 3万円	6 9万円

【施行期日】

平成23年4月1日

【今後の予定】

1 保険料賦課限度額のさらなる引き上げについて

平成23年3月中旬以降、さらに保険料賦課限度額を、全体で4万円を引き上げる 政令改正がなされる予定であるが、議会に諮るいとまがないため、次年度対応とした い。

2 出産育児一時金について

出産育児一時金は、平成21年10月から平成23年3月までの間は特例として1件につき39万円(産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合は42万円)を支給しているが、3月中旬以降に、健康保険法施行令等の一部が改正される予定であり、平成23年4月からこれが恒久化される見込みである。

そこで、被用者保険などの他の健康保険の加入者との給付の均衡を図るため、本市の国民健康保険に係る出産育児一時金についても同様の改正(付則から本則への移行による恒久化)を行いたいと考えている。

平成23年度特定健診・特定保健指導について

1 特定健診実施体制

(1)対象者 北九州市国民健康保険の 40 歳~74 歳

(2)実施方法

個別方式: 北九州市医師会加入の協力医療機関

集団方式: 区役所や市民センター等(約300箇所)

(3)実施時期 4月~3月(集団方式は5月開始)

(4) 受診券 5月上旬までに対象者約18万5千人に送付予定

2 特定保健指導実施体制

(1) 実施方法

個別方式:特定健診を受診した個別医療機関で実施

集団方式:特定健診を受診した集団健診実施機関で実施

(2)特定保健指導以外の事後フォロー

特定保健指導対象者以外で生活習慣病予防及び重症化予防が必要な人への 保健指導を実施し、生活習慣改善を支援

生活習慣病の予防及び重症化予防を目的として平成 23 年度より慢性腎臓病予防連携システムを稼動(慢性腎臓病予防に向けた、かかりつけ医、腎臓専門医との連携システム)

3 目標値(市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づく)及び実績

(1)目標値

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
受診率	25%	35%	45%	55%	65%
保健指導実施率	45%	45%	45%	45%	45%

^{*}国の基本指針における平成24年度の特定健診受診率の目標値は65%である。

(2)実績

特定健診受診率(法定報告): 平成20年度22.0%、平成21年度25.6% *受診率は、3.6ポイント増。政令指定都市の中で一番の伸び率。

保健指導実施率 (実質実施率): 平成 20 年度 42.5%

4 受診率向上に向けての取り組み

(1)関係者への働きかけ

出前講演、健康教育や健康づくり推進員、食生活改善推進員による PR 活動

(2)広報活動

市政だより、市政テレビ、ホームページ、回覧、市民センターだより等掲載

(3)他の事業との連携

健康マイレージ事業や健康づくり事業やイベントとの連携

(4)未受診者対策

未受診者に対して電話及びハガキによる受診勧奨